

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社グループでは、「コーポレート・ガバナンス」を、株主をはじめ従業員、顧客、取引先、債権者、地域社会など様々なステークホルダーの権利及び立場を尊重したうえで、透明・公正かつ迅速・果敢な意思決定を実現する仕組みであり経営上最も重要な課題のひとつと位置づけております。当社は、実効的なコーポレート・ガバナンスの実現に努めることにより、持続的な成長と中長期的な企業価値向上のための経営理念等や経営戦略、経営計画に基づき、世界の多くの人々が自由、利便性、快適性を幅広く享受できるよう貢献してまいります。

【コーポレート・ガバナンスに関する基本方針】

- (1) 当社は、株主の権利を尊重し、株主の権利の確保および、株主がその権利を適切に行使できるような環境の整備に努める。
- (2) 当社は、株主以外のステークホルダーも尊重し、株主以外のステークホルダーとの適切な協働に努める。
- (3) 当社は、法令に基づく開示以外の情報開示についても主体的に取り組む。
- (4) 当社の取締役会、監査等委員会ならびに経営陣等は、自らの役割・責務を適切に果たすように努める。
- (5) 当社は、株主総会以外の場においても株主との間の建設的な対話に努める。

当社の取締役、経営陣幹部は、このような対話を通じて入手した株主の意見等を十分に検討し、当社グループの中長期的な価値向上に結びつけるように努める。

【会社の目指すところ(経営理念等)】

当社グループの経営理念、グループビジョン、当社グループの役職員の行動指針は次の通りである。

< 経営理念 >

正しく公平な経営により、最善の貢献を図る

< グループビジョン >

- ・楽しく安全な移動手段と、一人一人に最適なサービスを提供する事業を究める
- ・新しい価値や革新的なサービスを創り出し、未来に向かって事業を拓く
- ・すべてのステークホルダーと自然との共栄を図り、世界人としてグローバル社会の発展に貢献する

< 行動指針 >

- ・情熱…………… 仕事を楽しみ、情熱をもって事業を究める
- ・挑戦…………… 既成概念にとらわれず、常に挑戦する
- ・不撓不屈…………… 絶対に諦めず、信念を持って前進し続ける
- ・プロフェッショナリズム…………… プロフェッショナルとしての誇りと責任を持ってサービスを提供する
- ・チームワーク…………… チームのすべてのメンバーを尊重し、思いやりを持って行動する
- ・献身と調和…………… 正しく献身的に仕事をし、社会と調和を図る
- ・社会への責任…………… 一人一人が会社を担う一員である自覚を持ち、社会に対する責任を果たす

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、コーポレートガバナンス・コードの各原則を全て実施しております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】

【原則1 - 4】

当社は、上場株式をいわゆる政策保有する場合には、取引関係の維持・発展、業務提携等の事業展開に関する便益、保有に伴うリスクおよび当社の資本コスト等を総合的に勘案し、当社グループの中長期的な企業価値の向上に資すると判断する場合に行うこととします。

当社が上場株式を政策保有した場合には、保有の合理性(保有目的、保有に伴う便益やリスクが当社の資本コストに見合っているか等)を個別銘柄毎に少なくとも年1回精査し、保有の適否を検証し、取締役会に報告します。検証結果は開示します。但し、検証内容の開示が却って当社グループの中長期的な企業価値の向上に結びつかない項目については開示しないものとします。

政策保有株式の議決権行使は、当社グループの中長期的な価値向上に資するか、当該株式発行体の企業価値向上に資するか、を総合的に判断して対処します。

また当社は、当社の株式を政策保有株式として保有している会社から、当社株式の売却等の意向が示された場合、その売却等を妨げません。

なお、2019年5月末日時点において、当社および当社グループのグループ会社は上場株式を政策保有していません。

【原則1 - 7】

当社は、全役員に対して関連当事者取引等の有無に関する申告を義務付けております。また、取締役会にて取引条件の妥当性、金額的重要性、他の取引を選定しない理由等を勘案して取引の必要性を総合的に判断し、承認することとしております。

【原則2 - 6】

当社は企業年金制度を設けていないことから、本原則に関する事項は定めておりません。

【原則3 - 1】

() 会社の目指すところ(経営理念等)、経営戦略、経営計画
経営理念等は、「1 - 1. 基本的な考え方」に記載しております。

また、経営戦略及び経営計画については、有価証券報告書等に掲載しております。

() コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針

コーポレート・ガバナンスの基本的な考え方および基本方針は、「1 - 1. 基本的な考え方」に記載しております。

() 取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続

取締役会が、取締役の報酬に係る機能の独立性、客観性と説明責任を維持・向上させることを基本としております。そのために、取締役会の下に諮問機関として指名・報酬諮問委員会を設置しております。

取締役の報酬は、株主総会で決議された報酬総額の限度内で、指名・報酬諮問委員会の答申(後記)をふまえ、以下の手続によって決定しております。

監査等委員以外の取締役
監査等委員会の意見をふまえて、取締役会の決議により決定
監査等委員である取締役
監査等委員会での協議により決定

指名・報酬諮問委員会は、取締役会の諮問に応じて取締役の報酬に関する答申を行います。

指名・報酬諮問委員会が答申を行うにあたっては、同委員会が定める取締役の報酬額決定の基本方針と判断基準に基づいて審議・決議を行います。

() 取締役会が経営陣幹部の選解任と取締役候補の指名を行うに当たっての手続

取締役会が、取締役の指名に係る機能の独立性、客観性と説明責任を維持・向上させることを基本としております。そのために、取締役会の下に諮問機関として指名・報酬諮問委員会を設置しております。

取締役の選任にあたっては、取締役会が指名・報酬諮問委員会に諮問します。同委員会は所定の方針ならびに手続にそって、候補者個々人の評価に加えて、当社グループの運営に必要な業務経験ならびに専門分野における知見の取締役会全体における充足状況を検証した上で審議し、結果を取締役に答申します。答申を受けた取締役会は、株主総会の議案として審議し、決議します。

また取締役の解任にあたっては、取締役会が指名・報酬諮問委員会に諮問します。同委員会は所定の手続にそって解任理由の適否を判断した上で審議し、結果を取締役に答申します。答申を受けた取締役会は、解任案を付議するための臨時株主総会開催を審議し、決議します。

なお代表取締役の後継については、指名・報酬諮問委員会にて適宜検討を重ねます。選定の段階では取締役会が同委員会に諮問します。同委員会は所定の人材要件に照らして適否を判断した上で審議し、結果を取締役に答申します。答申を受けた取締役会は、審議の上で決議します。

() 個々の選解任・指名についての説明

取締役候補者の選解任・指名についての説明は、株主総会招集通知に掲載いたします。

代表取締役の選解任についての説明は、「代表取締役の異動」に関する適時開示等を通じて行うことを想定しております。

【補充原則4 - 1】

取締役会は、当社の業務執行を決定し、取締役の職務の執行を監督します。

取締役会で決議すべき経営に関する重要な事項は、職務権限規程(含、職務権限表)で審議事項を定めており、それ以外の事項は代表取締役社長あるいは下位の職位の者に決裁権限を委譲して、意思決定のスピードアップを図っております。

【原則4 - 9】

独立社外取締役となる者の独立性判断基準は、当社のウェブページに掲載しております。

<https://www.optimusgroup.co.jp/ir/management/independence/>

【補充原則4 - 11】

コーポレートガバナンスに関連する当社規程では、取締役会の実効性確保の前提として、知識・経験・能力の適正なバランス、ジェンダーや国際性を含む多様性と適正規模の両立、について規定しています。

取締役の選任にあたっては、取締役会の諮問を受けた指名・報酬諮問委員会が、所定の手続にそって、候補者個々人の評価に加えて、当社グループの運営に必要な業務経験ならびに専門分野における知見の取締役会全体における充足状況を検証した上で審議した結果を取締役に答申します。答申を受けた取締役会は、株主総会の議案として審議し、決議します。

現在、当社の取締役会は取締役(監査等委員である取締役を除く。)5名、監査等委員である取締役5名の計10名で構成されており、このうち監査等委員である取締役5名が社外取締役です。社外取締役は、それぞれ会社経営者、行政官経験者、公認会計士、弁護士、内部監査人等の経歴を有し、当社グループの経営に極めて有用な経験と知見を有しております。また、取締役(監査等委員である取締役を除く。)のうち3名が外国人、監査等委員である取締役のうち1名が女性です。

【補充原則4 - 11】

各取締役の他の会社・団体の役員の兼務状況については、株主総会招集通知及び有価証券報告書に記載しております。当社の取締役としての役割責務を十分かつ適切に果たすのに支障がない状況にあります。

【補充原則4 - 11】

昨年4月に引き続き、本年4月に取締役全員を対象としたアンケート方式による調査を行い、その結果を分析いたしましたところ、取締役会の実効性は概ね確保されているという結果でありました。アンケートの主な内容は以下の通りです。

- ・取締役会の設計(規模・構成)
- ・取締役会の運営(議長のリード、審議時間)
- ・取締役会の議案(範囲、付議のタイミング、事前検討時間、議案関連資料の質・量、議案関連以外の情報共有)
- ・取締役会の議論の質(自由闊達で建設的な議論、戦略的な方向付けの議論)

前年度の4月時点の実効性評価結果から改善が進んでいることも確認できました。ただし、取締役会の実効性を更に向上させるために、上記「議案」に係る事項、取締役会付議事項を事前に協議する場としての経営会議との関係性等において改善すべき点も認識されたことから、今後、鋭意対処して参ります。

【補充原則4 - 14】

取締役に対するトレーニングの方針は、次のとおりであります。

1. 社外取締役

(1)就任時(新任時)

専門家によるコンプライアンスを含む法令およびコーポレート・ガバナンスに関する講義を行う
当社グループの事業内容、組織、運営に関する諸ルールについて、各事業部門から説明を受ける
当社グループのグループ会社を実際に訪問・見学する機会を設ける

(2)就任後(再任を含む)

コンプライアンス研修を行う
必要に応じてテーマを設け専門家による講義を行う

2. 社外取締役以外の取締役

(1)就任時(新任時)

専門家によるコンプライアンスを含む法令およびコーポレート・ガバナンスに関する講義を行う

(2)就任後(再任を含む)

コンプライアンス研修を行う
必要に応じてテーマを設け専門家による講義を行う

【原則5 - 1】

当社ではIR担当の取締役を設け、総務部をIR担当部署としております。
また、株主との建設的な対話に関する方針は、当社のウェブページに掲載しております。
<https://www.optimusgroup.co.jp/ir/management/constructive/>
なお、IRに関する活動詳細は、「2. IRに関する活動状況」に記載しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	30%以上
-----------	-------

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
山中 信哉	1,040,590	19.60
デイモン・スコット・ジャクソン	752,860	14.18
ロバート・アンドリュー・ヤング	752,830	14.18
マーティン・フレイザー・マッカラク	752,830	14.18
野村信託銀行株式会社(投信口)	381,800	7.19
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	330,000	6.21
ピーター・ケネス・ジョンストン	72,215	1.36
BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD AC ISG (FE-AC)	41,700	0.78
山中 玲子	34,500	0.64
ジャクソン 美千代	34,500	0.64

支配株主(親会社を除く)の有無	
親会社の有無	なし

補足説明

上記大株主の状況は、2019年年3月末日時点の株主名簿にもとづいて記載しております。
2019年6月6日付で公衆の縦覧に供されている変更報告書(大量保有報告書の変更報告書)において、フィデリティ投信株式会社が2019年5月31日現在456,900株を保有している旨が記載されていますが、当社として2019年3月末現在における実質所有株主数の確認ができないため、上記大株主には含めておりません。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第二部
決算期	3月

業種	卸売業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社
------	------------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	員数の上限を定めていない
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	9名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	5名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	5名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
長谷川 康司	他の会社の出身者													
岩岡 廣明	他の会社の出身者													
縄野 克彦	他の会社の出身者													
金子 好宏	公認会計士													
伊藤 真弥	弁護士													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	監査等委員	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
----	-------	------	--------------	-------

長谷川 康司			長谷川康司氏は、過去に当社グループの主要取引先であるトヨタ海運㈱の業務執行者でありました。同社と当社グループの間には営業上の取引関係があるものの、価格及びその他の取引条件は一般的な取引と同様に決定しており、また、退職後10年以上経過していることから、同氏は、当社に対し十分な独立性を有していると考えております。	国際的な自動車関連事業の経営に関する知識、経験、見識を活かし、当社社外取締役として取締役会の適正な意思決定の確保に貢献しております。また、指名・報酬諮問委員会の委員長として当社経営の透明性・公正性の確保及び向上に重要な役割を果たしております。上記の理由により、当社は、長谷川康司氏が、社外取締役としての職務を適切に遂行することができるかと判断し、社外取締役として選任しております。また、東京証券取引所が定める「独立性基準」及び当社が定める「社外取締役の独立性に関する基準」に照らし、独立役員に指定しております。
岩岡 廣明		該当なし		長年にわたる財務・会計に関する高い知見を活かし、当社社外取締役として取締役会の適正な意思決定の確保に貢献しております。また、指名・報酬諮問委員会の委員として当社経営の透明性・公正性の確保及び向上に重要な役割を果たしております。上記の理由により、当社は、岩岡廣明氏が社外取締役としての職務を適切に遂行することができるかと判断し、社外取締役として選任しております。また、東京証券取引所が定める「独立性基準」及び当社が定める「社外取締役の独立性に関する基準」に照らし、独立役員に指定しております。
縄野 克彦		該当なし		交通関連の事業、行政、法務及び組織運営に関する高い知見を活かし、当社社外取締役として取締役会の適正な意思決定の確保に貢献しております。また、指名・報酬諮問委員会の委員として当社経営の透明性・公正性の確保及び向上に重要な役割を果たしております。上記の理由により、当社は、縄野克彦氏が社外取締役としての職務を適切に遂行することができるかと判断し、社外取締役として選任しております。また、東京証券取引所が定める「独立性基準」及び当社が定める「社外取締役の独立性に関する基準」に照らし、独立役員に指定しております。
金子 好宏		該当なし		公認会計士としての財務・会計に関する高い知見を活かし、当社社外取締役として取締役会の適正な意思決定の確保に貢献しております。また、指名・報酬諮問委員会の委員として当社経営の透明性・公正性の確保及び向上に重要な役割を果たしております。上記の理由により、当社は、金子好宏氏が社外取締役としての職務を適切に遂行することができるかと判断し、社外取締役として選任しております。また、東京証券取引所が定める「独立性基準」及び当社が定める「社外取締役の独立性に関する基準」に照らし、独立役員に指定しております。
伊藤 真弥		該当なし		弁護士としての企業法務分野における豊富な実務経験と高い専門的知見を当社の監査体制に反映していただくことを期待したためであります。上記の理由により、当社は、伊藤真弥氏が社外取締役としての職務を適切に遂行することができるかと判断し、社外取締役として選任しております。また、東京証券取引所が定める「独立性基準」及び当社が定める「社外取締役の独立性に関する基準」に照らし、独立役員に指定しております。

【監査等委員会】

	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	委員長(議長)
監査等委員会	5	1	0	5	社外取締役

監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無	あり
----------------------------	----

当該取締役及び使用人の業務執行取締役からの独立性に関する事項

- ・監査等委員会の招集事務、議事録の作成、その他の監査等委員会運営に関する職務を行う監査等委員会事務局を設置しております。
- ・監査等委員会はその職務を補助すべき使用人を置き、当該使用人の員数や求められる資質については、取締役会と協議の上決定しております。
- ・監査等委員会の職務を補助すべき使用人の、評価、異動、懲戒処分等の人事に係る事項の決定には、事前に監査等委員会の同意を必要としております。
- ・監査等委員会の職務を補助すべき使用人は、取締役(監査等委員である取締役を除く。)、その他の業務執行者から独立性を有し、その職務の遂行において指揮命令を受けないものとしております

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査等委員会、会計監査人及び内部監査室の3者の会議「三者打ち合わせ」を定期的開催し、情報の共有化、経営の効率化及び監査品質の向上を図っております。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	あり
----------------------------	----

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長(議長)の属性

	委員会の名称	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	社外有識者(名)	その他(名)	委員長(議長)
指名委員会に相当する任意の委員会	指名・報酬諮問委員会	6	0	1	5	0	0	社外取締役
報酬委員会に相当する任意の委員会	指名・報酬諮問委員会	6	0	1	5	0	0	社外取締役

補足説明

当社は、取締役の指名、報酬等について、取締役会の機能の独立性・客観性と説明責任を強化するため、取締役会の諮問機関として「指名・報酬諮問委員会」を設置しております。
事務局は、総務部が担当しております。

委員の選定方法

取締役会の決議により選定するものとしております。

委員会の構成

規程により、委員3名以上で構成し、その過半数は独立社外取締役、委員長は独立社外取締役としております。2019年6月27日現在の構成員は、代表取締役山中信哉、独立社外取締役の長谷川康司(委員長)、同 岩岡廣明、同 縄野克彦、同 金子好宏、同 伊藤真弥の計6名です。

委員長の選定方法

独立社外取締役である委員のなかから、取締役会の決議によって選定するものとしております。

開催頻度

2019年3月期は8回開催しております。

主な検討事項

取締役会の諮問に応じて、以下を検討しております。

- 取締役の選解任
- 取締役の報酬額
- 代表取締役の後継

【独立役員関係】

独立役員の人数

5名

その他独立役員に関する事項

当社は、独立役員の資格を充たす社外役員を全て独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する
施策の実施状況

ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明

業績向上に対する意欲や士気向上のみならず、経営参画意識や中長期的な業績向上に対する貢献意欲をより高めることを目的とし、導入しております。

ストックオプションの付与対象者

社内取締役、従業員、子会社の取締役、子会社の従業員

該当項目に関する補足説明

業績向上に対する意欲や士気向上のみならず、経営参画意識やグループの一体感を高めることを目的として、付与対象者を当社及び子会社の取締役及び従業員としております。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

2019年3月期の事業報告では、取締役(監査等委員である取締役を除く。)、監査等委員である取締役の別に、報酬の種類別総額を開示しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針
の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社の役員の報酬等は、あらかじめ株主総会で決議された報酬総額の範囲内で定めております。その際には、取締役会の諮問に応じ、指名・報酬諮問委員会において所定の手続に沿って、報酬等に係る方針や当社業績等に基づいた報酬額について審議し、答申を行います。その答申内容を踏まえ、取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬等については監査等委員会での協議の後に取締役会での決議により、監査等委員である取締役の報酬については監査等委員全員の協議により、それぞれ決定することとしています。

【社外取締役のサポート体制】

当社の社外取締役は5名であり、全員が監査等委員であります。その取締役の職務の補佐については取締役会事務局が、また、その監査等委員の職務については監査等委員会事務局のスタッフが担当しております。

毎月開催される取締役会の3日前までに議題の通知を行うとともに、必要に応じ個別の要旨の説明など情報伝達を通じて、取締役会での審議および決議が円滑に遂行できるように努めております。

取締役会議案に係る重要事項のうち、社外役員に事前の資料配付や内容説明が必要と判断したときは、社外取締役に対しては担当者(総務部長、管理部長、経理部長等)が、また、監査等委員の職務については常勤の監査等委員が、直接面談するなど適切に情報伝達しております。

また、重要会議における議事、会計監査人、内部監査室との連携、代表取締役社長との意見交換などで得られた情報は、監査等委員である取締役の間で共有しております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

当社は、企業統治の体制として、監査等委員会設置会社を採用しております。

(イ)取締役会

当社の取締役会は、取締役(監査等委員であるものを除く。)5名と監査等委員である取締役5名(うち社外取締役5名)の計10名で構成され、当社の業務執行を決定し、取締役の職務の執行を監督する権限を有しております。法令又は定款に定める事項のほか、職務権限規程内の職務権限表に定める事項を決議し、業績や経営管理に係る報告を行います。月1回、定時取締役会を開催しているほか、必要に応じて臨時取締役会を開催しております。

(ロ)監査等委員会

当社の監査等委員会は5名で構成されております。監査等委員は取締役会等の重要な会議に出席し適宜意見を述べ、株主総会に提出する会計

監査人の選任及び解任並びに不再任に関する議案の内容の決定等を行います。また、監査を実施し取締役の業務執行を監督できる体制となっております。三様監査の一環として「三者打ち合わせ」を四半期毎に行うなど、会計監査人や内部監査室とも密接に連携を取っており、監査の実効性の確保を図っております。なお、監査等委員金子好宏氏は、公認会計士として財務・会計に関する相当程度の知見を有しております。また、常勤の監査等委員岩岡廣明氏は、長年にわたり経理、財務業務に従事し、CFOを務めるなど、財務・会計に関する相当程度の知見を有しております。

(ハ)会計監査人

当社は、新日本有限責任監査法人と監査契約を締結し、会社法監査及び金融商品取引法に基づく監査を受けており、必要に応じ適宜相談を行い、適切な監査が実施されております。

(ニ)内部監査室

当社は、内部監査部門として内部監査室を設置しております。同室は、経営方針、経営計画及び諸制度に準拠して効果的かつ効率的に運営されているか否かを、執行活動から独立した立場で、当社グループにおける業務活動の監査を実施し、業務の適正な執行に関わる健全性の維持に努めております。また、監査等委員会や会計監査人との三様監査の一環として「三者打ち合わせ」を四半期毎に行うなど、監査等委員会や会計監査人と密接に連携を取っており、監査の実効性の確保を図っております。

(ホ)経営会議

経営会議は、常勤の取締役(監査等委員である取締役を含む。)、執行部門の管理職及び内部監査室長で構成され、月1回以上の定例会を開催し、経営に係る案件の報告及び取締役会に上申する議題の検討の場としております。

(ヘ)指名・報酬諮問委員会

当社は取締役会の下に、任意の諮問委員会として、取締役の指名、報酬に係る取締役会の機能の独立性、客観性及び説明責任を強化するため、指名・報酬諮問委員会を設置しております。

同委員会の構成、役割等は前記のとおりです。

(ト)利益相反特別委員会

当社は取締役会の下に、任意の諮問機関として、当社のバリューチェーン(中古自動車の仕入れから、検査、輸送、アフターサービスに至るまで、中古自動車の取引に係る一連の事業機会を当社グループ内に取り込む体制)における潜在的な利益相反を適切に管理、低減するために利益相反特別委員会を設置しております。

同委員会は、当社代表取締役を委員長、当社取締役(監査等委員である取締役を含む)を委員、審議する内容・事項に応じて当社グループ会社の社長、CEO、部長級等の要職から適宜任命される監事及び監督者としての当社監査等委員である常勤取締役で構成されております。取締役会の諮問に応じて当社グループ全体の利益相反に係る事項について審議を行い、取締役会へ答申します。

(チ)リスク管理委員会

当社のリスク管理委員会は、当社グループの事業活動に係るリスク管理の強化及びリスクが顕在化した際に迅速に対応し、損失の最小化及び早期回復に向けてステークホルダーに対して責任ある行動を取るべく、リスクマネジメントシステムを整備し、必要な課題につき総合的な検討を行っております。

同委員会は、代表取締役社長を委員長、総務部を事務局とし、委員長の指名する取締役及び各部門長で構成されております。年2回の定例会に加え、必要に応じて適宜、臨時開催ができる体制としております。

(リ)コンプライアンス委員会

当社のコンプライアンス管理委員会は、事業活動を行っている国における法令(行政上の通達、指針及び外国法令等を含む)、企業理念及び行動指針、当社グループ各社内の規程、企業倫理並びに社会的規範を守り、社会からの要請に適合した企業活動を営むために必要な課題につき、総合的な検討を行っております。

同委員会は、代表取締役社長を委員長、総務部を事務局とし、委員長の指名する取締役及び各部門長で構成されております。年2回の定例会に加え、必要に応じて適宜、臨時開催ができる体制としております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

委員の過半数が社外取締役で構成される監査等委員会の設置は、取締役会の議決権を有する監査等委員である取締役が監査を行うことにより取締役会の監査・監督機能の実効性が高まり、企業統治の体制の一層の強化に資するものと考えられるためであります。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主総会招集通知の早期発送を行っております。今後も、株主総会招集通知の早期発送に努めてまいります。 発送に先立ち、当社のウェブサイトに掲載しております。 https://www.optimusgroup.co.jp/ir/stock/meeting/
集中日を回避した株主総会の設定	2019年は、決算業務及び会場確保の都合により「集中日」である6月26日に開催しております。 今後は、決算・監査日程、総会準備のための必要期間、株主の利便性等を勘案のうえ、開催日を決定してまいります。
電磁的方法による議決権の行使	議決権行使に関する株主様の利便性向上のため、電子投票制度を導入しております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	当社は、現在、議決権電子行使プラットフォームの利用しておりません。今後は、株主構成、コスト等をふまえて採否を検討してまいります。
招集通知(要約)の英文での提供	当社ウェブサイトに掲載しております。 https://www.optimusgroup.co.jp/en/ir/stock/meeting/
その他	招集通知には、表紙・インデックスを設け、UD(ユニバーサルデザイン)フォントを採用し、視認性の良いものとしております。 株主総会における事業報告等は、株主の皆様によりご理解いただけるよう、スクリーンとナレーションをもってその概要を説明しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社のウェブサイトに掲載しております。 https://www.optimusgroup.co.jp/ir/management/disclosure/	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	2018年は8月28日および9月6日に開催しました。 今後も適宜開催する予定です。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	2018年は6月5日および12月18日に、2019年はこれまで5月24日に、公益社団法人日本証券アナリスト協会主催のアナリスト向けIRミーティングにおいて実施しました。 今後も適宜開催する予定です。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	現在は行っていません。 今後、海外投資家の比率の推移を見守り、実施すべきかを検討してまいります。	あり
IR資料のホームページ掲載	当社のウェブサイトに掲載しております。 https://www.optimusgroup.co.jp/ir/	
IRに関する部署(担当者)の設置	総務部が担当であります。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

補足説明

社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社はグループビジョン(当社グループの使命、目指す姿、達成したいこと)として、「すべてのステークホルダーと自然との共栄を図り、世界人としてグローバル社会の発展に貢献する」と定めております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	当社の子会社である㈱日貿は、(公財)日本レスリング協会に対して、年間10百万円の寄付を行っております。同社は、同協会が日本におけるレスリングの統括団体として、レスリングを発達させることにより国民の体力向上とスポーツ精神の涵養に資するという活動の理念に共感し、協賛しております。また、2020年に開催の東京オリンピックに向けての社会貢献(CSR)活動の一環として、10年以上継続して寄付を行っております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社のウェブサイトにおいて掲載しております。 https://www.optimusgroup.co.jp/ir/management/constructive/

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

業務の適正を確保するための体制の整備に関する基本方針(「内部統制システム構築に関する基本方針」を策定しており、以下はその一部であります。

- (イ) 当社及び子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
・当社は、コンプライアンス規程及び社内会議規程に基づき、コンプライアンスを経営の基本方針と定め、コンプライアンス委員会を設け、コンプライアンスにかかる体制を構築し、推進する。
- (ロ) 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
・企業秘密及び個人情報等を管理するため機密情報管理規程、個人情報保護管理規程及び情報セキュリティ管理規程を定め、適正な取り扱いを行う。また、社内外を問わず業務上重要な情報を保存及び管理するため文書管理規程を定める。
・取締役会、経営会議その他の重要会議の意思決定、業務執行及び監督の行為に係る記録についても、文書管理規程に基づき、文書又は電磁的記録媒体に記録し、適切に保存及び管理する。取締役は、常時これらの情報を閲覧できるものとする。
- (ハ) 当社及び子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
・当社及び子会社におけるリスク管理の推進のため、リスク管理規程及び社内会議規程に基づきリスク管理委員会を設ける。
・当社の取締役会、リスク管理委員会等において、当社及び子会社の事業活動における各種リスクに対する予防・軽減体制の強化を図る。
- (ニ) 当社及び子会社の取締役、使用人等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
・当社は、職務権限規程及び業務分掌規程に基づき、職務の執行を行い、これらの規程、社内会議規程、関係会社管理規程、予算管理規程等に基づき、適切な審議及び決定を行う。
- (ホ) 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
・当社は、当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するため、関係会社管理規程を定めて企業集団各社の重要事項の決定、事業の状況等に関し情報の共有化を図るとともに、企業集団各社が各種規程を整備する等により企業集団全体の内部統制システムを構築し、その有効かつ適切な運用を進める。
- (ヘ) 当社の監査等委員会がその職務を補助すべき取締役又は使用人を置くことを求めた場合における当該取締役又は使用人に関する事項
・監査等委員会はその職務を補助すべき使用人を置く。当該使用人の員数や求められる資質については、取締役会と協議の上決定する。
- (ト) 前号の使用人の取締役(監査等委員である取締役を除く。)からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する監査等委員会の指示の実効性の確保に関する事項
・監査等委員会の職務を補助すべき使用人の評価、異動、懲戒処分等の人事に係る事項の決定には、事前に監査等委員会の同意を必要とする。
- (チ) 当社及び子会社の取締役、監査役、業務を執行する社員及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査等委員会に報告するための体制
・当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)及び使用人等、並びに子会社の取締役及び使用人等は、当社の監査等委員会に対して、重大な法令違反、定款違反又は会社に著しい損害を及ぼすおそれのあることを発見した場合には、速やかに報告及び情報提供を行う。
- (リ) 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
・当社及び子会社の取締役、使用人等は、通報等の行為を理由として通報者に対する解雇、懲罰、差別等の報復行為、人事考課への悪影響等、通報者に対して不利益になることをしてはならない。また、報復行為を行った取締役、使用人等に対して、就業規則等の定めに従って処分を科すことができるものとする。
- (ヌ) 当社の監査等委員の職務の執行(監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。)について生ずる費用の前払又は償還の手続その他当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
・監査等委員がその職務の執行について必要な費用を支払った時は、その債務の処理を速やかに行う。
- (ル) その他当社の監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
・監査等委員会は、代表取締役及び取締役との定期的な意見交換、内部監査室との定期的な情報交換及び監査等委員会規則及び監査等委員会監査基準に基づく会計監査人との定期的な意見及び情報の交換により、相互に緊密な関係を保っております。
・監査等委員会は、監査業務に必要と判断した場合は、会社の費用負担にて弁護士、公認会計士、その他の専門家の意見を聴取することができるものとする。
・監査等委員会、会計監査人及び内部監査室の3者の会議「三者打ち合わせ」を定期的に行い、その実効性を高めることにより、情報の共有化、経営の効率化及び監査品質の向上を図る。
- (ヲ) 反社会的勢力排除への対応方針
・当社及び子会社は、社会的責任、コンプライアンス及び企業防衛の観点から反社会的勢力との関係を遮断することの重要性を十分認識し、企業集団全体として取り組みを実施するために「反社会的勢力排除にかかる基本方針」を定める。
- (ヅ) 財務報告の信頼性を確保するための体制
・当社は、会社法及び金融商品取引法等の関係法令、株式会社東京証券取引所の定める適時開示規則、一般に公正妥当と認められる会計基準、コンプライアンス規程、経理規程及び財務規程に基づき、常に投資家の視点に立つとともに、透明性が高く健全な企業経営の実践の一環として、迅速及び正確、並びに適切な会計処理及び開示を行う。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社の反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方は、「1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況」(ヲ) 反社会的勢力排除への対応方針」に記載しております。

【適時開示体制の概要（模式図）】

適時開示手続きに関する事務フローは次のとおりであります。

決定事実・発生事実に関する情報の適時開示業務フロー



